

会友規則

(総則)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「この法人」という）の会友および賛助会友に関する規則は、定款に定めるもののほかは、この規則の定めるところによる。

(会友)

第2条 所定の手続きを経てこの法人に入会した個人を会友とする。

(入会)

第3条 この法人の会友になるためには、所定の入会申込書を提出し、規定の入会金と会費を支払わなければならない。ただし、過去この法人の会員または会友で除名処分を受けた者が再入会を希望するときは理事会の承認を要する。

(入会金および会費)

第4条 会友の入会金は500円、会費は別表の通りとする。ただし、初めてこの法人に入会する会友の入会金は免除する。

- 2 会費の有効期間は4月1日から翌年3月31日までとし、当該年度の始期までに一括して支払わなければならない。ただし、年度途中で入会するときは月額計算し、会友に適用される年額会費の12分の1を月額とする。なお、1月から3月に入会する会友は翌年度の会費も併せて支払うものとする。

(会費の減免)

第5条 前条の規定にかかわらず、理事会がそれに該当するとして指定した地域に居住する会友の会費は2,500円（月額210円）とする（地方会友）。

- 2 会員または会友と同居の配偶者及び扶養家族の会友のうち、会報不要の旨を申し出た会友には、第6条第4号の規定にかかわらず会報を配布しないものとし、かかる会友（ジュニア会友及び終身会友を除く）については、前条第1項及び前項に規定される会費から1,200円を差し引く。

(権利)

第6条 会友の権利は次のとおりとする。

- (1) マスターポイントが記録、保存され、獲得したマスターポイントに応じたマスター位が認定される。
- (2) 個人で競技会を開催し、これにクラス1のマスターポイントを発行できる。
- (3) クラブおよびブリッジセンターの公認を申請し、公認クラブおよび公認ブリッジセン

ターを運営することができる。

- (4) この法人が発行する会報の配布を受ける。
- (5) この法人の商品部が販売する商品を会員割引価格で購入できる。
- (6) 国際試合の日本代表となる指名を受けることができる。
- (7) この法人の監事に立候補することができる。

(資格の喪失)

第7条 会友は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、または失踪宣言を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費の支払いを怠ったとき

(懲戒)

第8条 会友に対する懲戒に関する規則は理事会の決議により別途定める。

(賛助会友)

第9条 第2条から第5条の規定にかかわらず、この法人の目的及び事業に賛同し、所定の手続きを経て、入会した法人を賛助会友とする。

- 2 賛助会友の会費は、1口につき年額1万円とし、入会金は不要とする。
- 3 賛助会友には会報を配布する。

(使途)

第10条 第4条、第5条および第9条に規定する入会金および会費は、その2分の1以下を管理費用のために、残余を公益目的事業のために充当するものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表

対象者	会費区分	年会費	備考
年度開始時点で 26 歳以上かつ 前年度末時点で 70 歳未満であ り、終身会友でない者	A 会友	6,000 円	
前年度末時点で 70 歳以上又は 年度開始時点で 18 歳以上 26 歳 未満であり、終身会友でない者	B 会友	3,000 円	
年度開始時点で 18 歳未満であ り、終身会友でない者	ジュニア会友	無料	
A 会友会費の 20 年分を一括し て納入した者	終身会友	無料	2014 年 3 月 20 日時点での 終身会友は、その後も終身 会友とする。

変更履歴

1993 年 2 月 24 日制定

1997 年 3 月 26 日一部改正

1999 年 11 月 17 日一部改正

2001 年 5 月 26 日会友・会員規則から分離改正

2006 年 4 月 1 日改正

2007 年 3 月 23 日改正

2007 年 4 月 27 日改正

2011 年 7 月 1 日改正

2012 年 4 月 27 日改正

2014 年 3 月 20 日改正

2017 年 4 月改正（規則類整備にともなう体裁変更および第 1 条にこの法人の定義を追加）